

質問受付日	整理番号	タイトル	頁	条	項	号	質問内容	回答
2026/3/23	1	維持管理請負契約書（委託）（債務負担）（案）	9	第25条			電子入札公告等に関する質問 維持管理請負契約書(案)の第25条（契約金額の変更等）について、建設工事（設計・施工）請負契約書(案)第25条では物価変動に対する記述が御座います。一般的に物価変動は長期期間になるほど影響が出るものと考えていますが、建設工事の契約書には記載があり、維持管理の契約書には詳細の記載がない理由をご教示願います。	建設工事の契約書は、国の建設工事契約約款を参考とした物価変動に対する具体の記載がありますが、現状、維持管理の契約書に関しては、物価変動に対する具体の記載がないことから、長期にわたる維持管理の委託において物価変動に対応するため、「要求水準_資料A_リスク分担表」に基づき協議し、その結果に基づき手続きすることとしています。
2026/3/26	2	維持管理請負契約書(案)（契約金額の変更等）第25条	9	第25条			電子入札公告等に関する質問維持管理請負契約書(案)の第25条（契約金額の変更等）について、「02_要求水準_資料A_リスク分担表」内では「物価変動リスク 供用開始後のインフレ・デフレ（維持管理業務に相当する部分）」は「協議」と記載があります。よって維持管理請負契約書(案)第25条に対して、協議とさせていただきますようお願いいたします。	「要求水準_資料A_リスク分担表」に基づき協議します。
2026/3/26	3	電子入札公告_【提出書類一覧表】_1					電子入札公告等に関する質問 電子入札システムにより提出するもので、入札書提出時に添付する内訳書について、PDF等の1つのファイルに纏めて提出することで良いでしょうか。	電子入札公告に記載のファイル形式で、1つにまとめて提出いただくことは可能です。
2026/3/26	4	維持管理請負契約書(案)（契約金額の内訳等）第2条	2、16	第2条			電子入札公告等に関する質問維持管理請負契約書(案)第2条（契約金額の内訳等）にて、「年額の契約金額は支払額内訳書のとおりとする」とありますが、要求水準書P.20では「維持管理業務計画書は適宜見直し、必要に応じて再提出すること。見直しにあたっては、機器の劣化状況、製造状況などを考慮すること。」とあります。維持管理業務計画書の変更に応じて、年度契約金額の変更をさせていただけると考えてよろしいでしょうか。	維持管理業務計画書の見直しによる契約金額の変更は行いません。
2026/3/26	5	電子入札公告1.発注の内容/支払条件/前払金及び部分払金	2				電子入札公告等に関する質問 電子入札公告（2枚目）に記載の支払条件（前払金）において、更新工事に係る令和8年度および令和9年度は支払いなしとされています。 一方、令和9年度は概ね詳細設計期間に該当し、図面作成や現場調査等、実際に作業が発生する期間と認識しています。 つきましては、当該期間における業務実態を踏まえ、令和9年度について部分払を設定していただくことは可能でしょうか。	電子入札公告に記載のとおりです。
2026/3/26	6	建設工事（設計・施工）請負契約書(案)	8	第10条	1		電子入札公告等に関する質問 現場代理人、監理技術者等は、更新工事の機器製作・施工期間が対象であり、それ以前である契約締結～詳細設計業務の期間については配置不要である認識で宜しいでしょうか。	契約締結から詳細設計業務の期間は、現場代理人、監理技術者等の配置は不要です。

2026/3/26	7	電子入札公告3. 入札参加資格/配置技術者/維持管理業務における技術者	5				電子入札公告等に関する質問 電子入札公告_3 入札参加資格の配置技術者で、維持管理業務における技術者の設定はなしと記載御座いますが、維持管理期間中における業務責任者には特に資格は必要なしとの理解でよろしいでしょうか。また、長期間のため責任者の退職、異動等が発生する可能性が御座います。その場合、都度協議を行い変更することによろしいでしょうか。	維持管理業務について、業務責任者に資格の設定はありません。 また、退職や異動等により業務責任者が変更となった場合は、変更手続きを行っていただきます。
2026/3/26	8	建設工事(設計・施工)請負契約書(案)	8	第10条	2、3		電子入札公告等に関する質問 管理技術者および照査技術者については、詳細設計業務期間に限って配置すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	管理技術者及び照査技術者は、詳細設計業務期間のみの配置となります。
2026/3/26	9	01 入札公告2. 発注スケジュール/設計図書等に対する質問期間及び最終回答日	3				電子入札公告等に関する質問 設計図書等に対する質問期間について質問可能期間は令和8年3月11日(水)午前10時から同年8月28日(金)午後4時まで、最終回答日は令和8年9月2日(水)と記載がございます。質問内容によりますが、質問日から回答までどのくらい時間を要しますでしょうか。 技術提案内容に反映させる場合もありますので2週間程度でのご回答を希望いたします。	回答に要する期間は、質問内容及び件数に応じて異なりますが、可能な限り速やかに対応いたします。
2026/3/26	10	建設工事(設計・施工)請負契約書(案)					電子入札公告等に関する質問 本建設工事(設計・施工)請負契約書(案)と基本協定書との優先関係は、基本協定書が本建設工事(設計・施工)請負契約書(案)よりも優先されますか。	契約書と基本協定書に優先関係はありません。
2026/3/26	11	建設工事(設計・施工)請負契約書(案)(著作権の譲渡等)第5条 3	5	第5条の2	3		電子入札公告等に関する質問 「発注者は、詳細設計図書が著作物に該当しない場合には、当該詳細設計図書の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。」とありますが、受注者の承諾を得た上での改変をお願いいたします。	契約書に記載のとおりとなります。
2026/3/26	12	建設工事(設計・施工)請負契約書(案)(受注者の請求による工期の延長)第21条 3	12	第21条	3		電子入札公告等に関する質問 受注者の責めに帰すことができない事由により承諾をいただけない場合には例外的に工期の延長変更を請求できるようにご変更をお願いいたします。	契約書に記載のとおりとなります。
2026/3/26	13	建設工事(設計・施工)請負契約書(案)(一般的損害)第27条	13	第27条			電子入札公告等に関する質問 企業団様への損害賠償額については、請負代金相当額を上限とさせていただきますようお願いいたします。 また損害賠償の範囲を限定(間接損害、逸失利益等は含まず)いただけないでしょうか。	契約書に記載のとおりとし、契約書により決定できない事項は協議により決定します。
2026/3/26	14	建設工事(設計・施工)請負契約書(案)(発注者の損害賠償請求等)第54条	23	第54条			電子入札公告等に関する質問 企業団様への損害賠償額については、請負代金相当額を上限とさせていただきますようお願いいたします。 また損害賠償の範囲を限定(間接損害、逸失利益等は含まず)いただけないでしょうか。	契約書に記載のとおりとし、契約書により決定できない事項は協議により決定します。

2026/3/26	15	建設工事（設計・施工）請負契約書（案）（発注者の損害賠償請求等）第54条2	23	第54条	2	電子入札公告等に関する質問 実際の損害額にかかわらず本項規定の違約金となる場合、当該リスクを代金に反映せざるを得ないため、第1項に規定するように、支払額は実際に発生した損害額とさせていただきます。	契約書に記載のとおりとし、契約書により決定できない事項は協議により決定します。
2026/3/26	16	建設工事（設計・施工）請負契約書（案）（発注者の損害賠償請求等）第54条その2	23	第54条の2		電子入札公告等に関する質問 実際の損害額にかかわらず本項規定の賠償金となる場合、当該リスクを代金に反映せざるを得ないため、第1項に規定するように、支払額は実際に発生した損害額とさせていただきます。	契約書に記載のとおりとし、契約書により決定できない事項は協議により決定します。
2026/3/26	17	建設工事（設計・施工）請負契約書（案）特記仕様書Ⅱ 個人情報取扱特記事項（損害賠償）第17	30	特記仕様書	第17	電子入札公告等に関する質問 企業団様への損害賠償額については、請負代金相当額を上限とさせていただきますようお願いいたします。 また損害賠償の範囲を限定（間接損害、逸失利益等は含まず）いただけないでしょうか。	契約書に記載のとおりとし、契約書により決定できない事項は協議により決定します。
2026/3/26	18	維持管理請負契約書（委託）（債務負担）（案）	1			電子入札公告等に関する質問 維持管理請負契約書（委託）（債務負担）（案）と基本協定書との優先関係は、基本協定書が維持管理請負契約書（委託）（債務負担）（案）よりも優先されますか。	契約書と基本協定書に優先関係はありません。
2026/3/26	19	維持管理請負契約書（委託）（債務負担）（案）（臨機の措置等）第15条	7	第15条		電子入札公告等に関する質問 「受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分」の判断基準は事象にあわせた協議でよろしいでしょうか。	契約書により決定できない事項は協議により決定します。
2026/3/26	20	維持管理請負契約書（委託）（債務負担）（案）（損害賠償）第26条	9	第26条		電子入札公告等に関する質問 企業団様への損害賠償額については、請負代金相当額を上限とさせていただきますようお願いいたします。 また損害賠償の範囲を限定（間接損害、逸失利益等は含まず）いただけないでしょうか。	契約書に記載のとおりとし、契約書により決定できない事項は協議により決定します。
2026/3/26	21	維持管理請負契約書（委託）（債務負担）（案）（賠償額の予定等）第35条	14	第35条		電子入札公告等に関する質問 当該リスクを代金に反映せざるを得ない状況が想定されるため、支払額は実際に発生した損害額とさせていただきます。	契約書に記載のとおりとし、契約書により決定できない事項は協議により決定します。
2026/3/26	22	維持管理請負契約書（委託）（債務負担）（案）特記仕様書Ⅱ 個人情報取扱特記事項（損害賠償）第17	20	特記仕様書		電子入札公告等に関する質問 企業団様への損害賠償額については、請負代金相当額を上限とさせていただきますようお願いいたします。 また損害賠償の範囲を限定（間接損害、逸失利益等は含まず）いただけないでしょうか。	契約書に記載のとおりとし、契約書により決定できない事項は協議により決定します。
2026/3/26	23	基本協定書（案）（秘密保持等）第7条	2	第7条		電子入札公告等に関する質問 失効後の有効期限の記載がないため、機密保持期間を本協定書失効後3年間とさせていただきます。。	基本協定書に記載のとおりとなります。